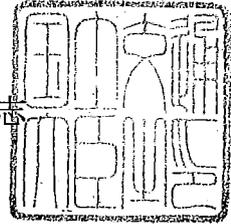


国総参社第1号  
平成23年12月27日

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣  
前田 武志



津波防災地域づくりに関する法律第3条第1項の  
基本指針について（意見聴取）

標記について、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律  
第123号）第3条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第124号  
平成23年12月27日

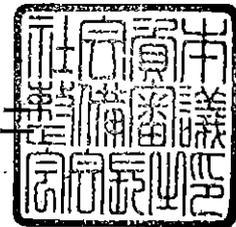
計画部会

部会長 福岡 捷二 殿

河川分科会

分科会長 福岡 捷二 殿

社会資本整備審議会  
会長 福岡 捷二



津波防災地域づくりに関する法律第3条第1項の  
基本指針について（付託）

平成23年12月27日付国総参社第1号により当審議会に意見を求められた「津波防災地域づくりに関する法律第3条第1項の基本指針について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項及び第9条第2項の規定に基づき、当審議会計画部会及び河川分科会に付託します。